

【契約書別紙】 介護老人福祉施設 たきべ野 利用料金表 (令和7年8月1日改定)

1. 基本料金(ユニット型個室)

【介護度】	【負担割合】	1日当たりの自己負担額（単位：円）													
		介護福祉施設サービス費 ①	ユニット型個別機能訓練加算Ⅰ ②	精神科医師療養指導加算 ③	看護体制加算Ⅰ口算 ④	看護体制加算Ⅱ口算 ⑤	夜勤職員配置加算Ⅳ口算 ⑥	日常生活継続支援加算Ⅱ ⑦	栄養強化加算 ⑧	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（①～⑤）×1.04 ⑨	小計 ⑩（①～⑨）	【負担段階】	居住費 ⑪	食費 ⑫	合計 ⑩+⑪+⑫
要介護1	1割	670	12	5	4	8	21	46	11	109	886	1	880	300	2,066
												2	880	390	2,156
												3①	1,370	650	2,906
												3②	1,370	1,360	3,616
												4	5,000	1,500	7,386
	2割	1,340	24	10	8	16	42	92	22	218	1,772	4	5,000	1,500	8,272
3割	2,010	36	15	12	24	63	138	33	326	2,657	4	5,000	1,500	9,157	
要介護2	1割	740	12	5	4	8	21	46	11	119	966	1	880	300	2,146
												2	880	390	2,236
												3①	1,370	650	2,986
												3②	1,370	1,360	3,696
												4	5,000	1,500	7,466
	2割	1,480	24	10	8	16	42	92	22	237	1,931	4	5,000	1,500	8,431
3割	2,220	36	15	12	24	63	138	33	356	2,897	4	5,000	1,500	9,397	
要介護3	1割	815	12	5	4	8	21	46	11	129	1,051	1	880	300	2,231
												2	880	390	2,321
												3①	1,370	650	3,071
												3②	1,370	1,360	3,781
												4	5,000	1,500	7,551
	2割	1,630	24	10	8	16	42	92	22	258	2,102	4	5,000	1,500	8,602
3割	2,445	36	15	12	24	63	138	33	387	3,153	4	5,000	1,500	9,653	
要介護4	1割	886	12	5	4	8	21	46	11	139	1,132	1	880	300	2,312
												2	880	390	2,402
												3①	1,370	650	3,152
												3②	1,370	1,360	3,862
												4	5,000	1,500	7,632
	2割	1,772	24	10	8	16	42	92	22	278	2,264	4	5,000	1,500	8,764
3割	2,658	36	15	12	24	63	138	33	417	3,396	4	5,000	1,500	9,896	
要介護5	1割	955	12	5	4	8	21	46	11	149	1,211	1	880	300	2,391
												2	880	390	2,481
												3①	1,370	650	3,231
												3②	1,370	1,360	3,941
												4	5,000	1,500	7,711
	2割	1,910	24	10	8	16	42	92	22	297	2,421	4	5,000	1,500	8,921
3割	2,865	36	15	12	24	63	138	33	446	3,632	4	5,000	1,500	10,132	

2. その他の加算（該当者のみ） ※利用者の状態及び施設のサービス体制に応じて算定されます。

項 目	負担割合	自己負担額（月額）	自己負担額（日額）	算 定 要 件
初期加算	1割	—	30 円	入所した日から起算して30日以内の期間について算定します。 30日を超える病院又は診療所への入院後に、再び入所した場合も同様です。
	2割	—	60 円	
	3割	—	90 円	
外泊時費用	1割	—	264 円	入所者が入院や外泊等をされた場合に、1月につき6日を限度として算定します。 なお、月を跨ぎ入院や外泊等をされた場合には、最大12日間加算されます。
	2割	—	528 円	
	3割	—	792 円	
協力医療機関連携加算	1割	50 円	—	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に加算されます。
	2割	100 円	—	
	3割	150 円	—	
個別機能訓練加算Ⅱ	1割	20 円	—	利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施し、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。（※）
	2割	40 円	—	
	3割	60 円	—	
口腔衛生管理加算Ⅰ	1割	90 円	—	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に加算されます。 ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行う。 ・歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔衛生等の管理について介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。 ・歯科衛生士が、当該入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。
	2割	180 円	—	
	3割	270 円	—	
口腔衛生管理加算Ⅱ	1割	110 円	—	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加えて、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。（※）
	2割	220 円	—	
	3割	330 円	—	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1割	3 円	—	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に加算されます、 ・入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に対し、褥瘡ケア計画を作成のうえ褥瘡管理を行う。 ・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。（※）
	2割	6 円	—	
	3割	9 円	—	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1割	13 円	—	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加えて、褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に加算されます。
	2割	26 円	—	
	3割	39 円	—	
看取り介護加算Ⅱ 1 （死亡日45日前～31日前）	1割	—	72 円	施設の看取りに関する指針に基づき、看取りに係る介護について説明を受け、同意したうえで介護を受けている方について、それぞれ死亡月に加算されます。 退所（入院）した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。
	2割	—	144 円	
	3割	—	216 円	
看取り介護加算Ⅱ 2 （死亡日30日前～4日前）	1割	—	144 円	
	2割	—	288 円	
	3割	—	432 円	
看取り介護加算Ⅱ 3 （死亡日前日及び前々日）	1割	—	780 円	
	2割	—	1,560 円	
	3割	—	2,340 円	
看取り介護加算Ⅱ 4 （死亡日）	1割	—	1,580 円	
	2割	—	3,160 円	
	3割	—	4,740 円	
配置医師緊急時対応加算 （配置医師の通常の勤務時間外の場合） （早朝・夜間及び深夜を除く）	1割	—	（1回） 325 円	配置医師が施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（早朝・夜間及び深夜を除く）に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合に加算されます。
	2割	—	（1回） 650 円	
	3割	—	（1回） 975 円	
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間の場合）	1割	—	（1回） 650 円	配置医師が施設の求めに応じ、早朝（6時～8時まで）・夜間（18時～22時まで）に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合に加算されます。
	2割	—	（1回） 1,300 円	
	3割	—	（1回） 1,950 円	
配置医師緊急時対応加算 （深夜の場合）	1割	—	（1回） 1,300 円	配置医師が施設の求めに応じ、深夜（22時～翌6時まで）に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合に加算されます。
	2割	—	（1回） 2,600 円	
	3割	—	（1回） 3,900 円	
若年性認知症利用者受入加算	1割	—	120 円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
	2割	—	240 円	
	3割	—	360 円	
新興感染症等施設療養費	1割	—	240 円	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行ったうえで介護サービスを行った場合に、1月に1回連続する5日を限度として加算されます。
	2割	—	480 円	
	3割	—	720 円	
退所時情報提供加算	1割	—	（1回） 250 円	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して情報を提供した場合に加算されます。
	2割	—	（1回） 500 円	
	3割	—	（1回） 750 円	
退所時相談援助加算	1割	—	（1回） 400 円	当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、所定の相談・援助を行った場合に加算されます。
	2割	—	（1回） 800 円	
	3割	—	（1回） 1,200 円	
退所時前連携加算	1割	—	（1回） 500 円	
	2割	—	（1回） 1,000 円	
	3割	—	（1回） 1,500 円	

（※）厚生労働省に提出する情報は、匿名化され個人が特定されることはありません。

3. 介護給付対象サービスの利用料金について

- ① 職員体制に基づく加算(1の表④～⑦)は、職員の配置状況により算定しない場合があります。
- ② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(1の表⑧)は、小数点以下を四捨五入計算するため、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。また、算定する加算の内容により実際の請求金額が変更になる場合があります。
- ③ 法定代理受領サービス(保険者である市町村が、利用者に代わり、サービス提供事業者が費用を支払う方法のこと)に該当する場合、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合で負担いただきます。
- ④ 居住費及び食費負担の第1段階から第3段階②については、低所得の方への助成(補足給付)制度です。市町村が交付する「負担限度額認定証」により決定されますので、保険者への申請が必要になります。

【負担限度額認定証】

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	・生活保護を受けている方	—
	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で、年金収入等(課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金等の収入額)の合計が年額80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・市町村民税課税世帯(負担限度額認定証は対象外)	

- ⑤ 居住費は「室料」+「光熱水費」相当で厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定しております。
- ⑥ 食費は「食料費」+「調理費」相当で設定しております。
- ⑦ 前項「介護老人福祉施設 利用料金表」に記載の居住費のうち、所得段階が第4段階に該当する方の場合には、記載金額(5,000円)の範囲内で、契約時に確認のうえ明記します。

第4段階 居住費 円/日

4. 介護給付対象外サービスの利用料金

項 目	内 容
特別の食事等のサービス	要した費用の実費。但し、介護給付対象サービスの食事代とは別料金です。
金銭管理・行政手続き代行サービス	3,000円/月
理髪費	要した費用の実費
日常生活に要する費用	・レクリエーション費 : 実施に係る費用 ・個人持ち込み電化製品・器具の電気料 : 1台510円/月 * 電気料は近隣施設の同様費用を参考にし、1日当たり17円/台と算出しております。 ・個人に必要な特殊介護用品 : 物品購入の実費 ・個人の日用品 : 物品購入の実費

※このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。